

三井住友アセットマネジメント株式会社 企画部  
東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28 階 〒105-6228  
Tel. 03-5405-0555 Fax. 03-5405-0666 <http://www.smam-jp.com>

## 新しいフィデューシャリー・アクションプランの策定および FD 第三者委員会の提言について

三井住友アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 松下隆史）は、この度、フィデューシャリー・デューティー（FD）宣言に基づく、新しいフィデューシャリー・アクションプラン（以下、新アクションプラン）を策定いたしましたので、その内容を、FD 第三者委員会の提言とあわせてご報告いたします。

当社は、行動指針である SMAM スピリッツの「先義後利」に基づき、業界に先駆けて 2015 年 8 月に FD 宣言を行い、「運用責任を全うする」施策としてアクションプランを実行してまいりました。

全ての項目において当初の目的を達成したことから、次のステップとして、業務品質・スピードの飛躍的な向上と、お客さまのクオリティ・オブ・ライフ（注 1）の向上に貢献する最先端の商品・サービスのご提供を目指す「FD2.0」（フィデューシャリー・デューティーの新しいステージ）を掲げ、新アクションプランを策定したものです。（注 1）QOL：人生を豊かにする生活や仕事の質

「FD2.0」では、デジタル化の推進と、これを活用した抜本的な業務改革によって、業務全般の品質・スピードの飛躍的な向上を実現し、お客さまのクオリティ・オブ・ライフの向上にお役に立つ「預貯金より満足度の高い」商品の開発をはじめとする、商品・サービスのご提供を目指します。

当社はこれらの取組みを通じて、今までにないお客さま満足をご提供する日本の際立って新しい資産形成会社として、「貯蓄から資産形成へ」の流れに貢献してまいります。

次ページ以降に、新アクションプランの詳細および既存のアクションプランの実施状況を掲載しております。

あわせて、3 月 30 日に金融庁より公表されました「顧客本位の業務運営に関する原則」に沿って当社の取組みを整理したもの、および第 6 回、第 7 回の FD 第三者委員会の提言につきまして、ご報告いたします。それぞれの掲載ページは以下のとおりです。

- 新アクションプラン（骨子）：2～3 ページ
- 新アクションプラン（全項目）：4～6 ページ
- アクションプラン実施状況：7～12 ページ
- 「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について：13～19 ページ
- FD 第三者委員会の提言について：20～21 ページ

## 1. 新アクションプラン（骨子）

以下に新アクションプランの骨子となる項目を掲載しております。☆印は今回追加した項目、○印は既存のアクションプランの内容をFD2.0にふさわしいレベルに刷新したものです。

### (1) お客様のクオリティ・オブ・ライフ向上のお役に立つ「預貯金より満足度の高い」商品の開発を目指すアクションプラン

	アクションプラン	アクションプラン No./実施時期
☆	超長期の資産形成にふさわしい優れたトレーサビリティを備えた運用の仕組みを整え、品質管理を徹底します	運用② 2018年3月
☆	「預貯金より満足度の高い」商品の開発、マーケティングを行います	商品開発① 2018年3月
☆	デジタルコンテンツやwebセミナー等のお客様へのデジタルサポートを拡充します	お客様サービス① 2017年9月
☆	企画部に「企画2課」を新設し、グループ内外の企業との連携により、お客様が一人一人の目的に応じて、楽しみながら資産形成に取り組んでいただける仕組みを構築します	経営インフラ② 2017年4月より実施中
○	スマートデータを活用した次世代型クオンツ運用体制をスタートします	運用⑪ 2017年6月

### (2) 年金基金や金融機関などの機関投資家の皆さまに、よりご満足頂ける運用サービスをご提供するためのアクションプラン

	アクションプラン	アクションプラン No./実施時期
☆	独自のスマートデータベースを構築し、調査・運用業務の飛躍的なレベルアップを図ります	運用③ 2017年12月
☆	お客様のポートフォリオ構築や収益・リスク管理のお手伝いができる様々なサービス提供を強化します	お客様サービス② 2017年9月
○	お客様への運用コンサルティング機能を一層向上するために、プロダクトスペシャリストを増強します	お客様サービス⑥ 2017年度

(3) 従来、日本やアジア・オセアニアへの関心が低かった欧米等の海外投資家の方々に、同地域への投資の魅力をご理解頂くアクションプラン

	アクションプラン	アクションプラン No./実施時期
☆	自社運用に外部提携先も含めたアジアナンバーワン運用を具体化します	運用④ 2018年3月
○	アジア・オセアニア株アクティブ運用の機能を香港現法に移すとともに、同現法内に「アジアリサーチセンター」を新設し、グローバル競争力のある体制を構築します	運用⑨ 2018年3月

(4) 上記(1)～(3)を可能とする経営インフラの強化、充実を図るアクションプラン

	アクションプラン	アクションプラン No./実施時期
☆	利益相反への適切な対応のため、議決権行使の可視性をさらに高め、国内株式の議決権行使結果を個別開示します	運用① 2017年9月
☆	企画部に新設した「企画2課」および事務システム戦略部に新設した「高度情報技術推進課」により、デジタルテクノロジーを活用した全社的な業務改革を推進するとともにデジタル・ディスラプションに対応してまいります	経営インフラ① 経営インフラ② 2017年4月より実施中
☆	ダイバーシティ&インクルージョンを基軸とした抜本的な人事制度改革を行います	経営インフラ③ 2018年3月
☆	社員の創造性を育み、生産性を高めるオフィスづくりを開始します	経営インフラ④ 2017年4月より検討中
○	機能向上とコスト削減による信託報酬の引き下げを目的として、ステート・ストリート信託銀行への投信計理業務のアウトソースを行います	経営インフラ⑥ 2017年9月
○	社員一人一人が自主的にFDを実践できる、最高水準の内部統制を目指し、業務および業務マニュアルの見直しを行います	経営インフラ⑦ 2018年3月
○	運用業務の高度化を目指し、ビッグデータ分析の運用技術への応用など最先端分野の産学共同研究に引き続き取り組みます	経営インフラ⑧ 2016年2月より実施中
○	社外役員の独立性を確保し、更にCEO、役員を選任基準、選任プロセスを明確化します	経営インフラ⑩ 2017年10月

## 2. 新アクションプラン（全項目）

新アクションプラン40項目の詳細は以下のとおりです。新たに11項目（☆印）を追加するとともに、完了済11項目を除く既存のアクションプラン（○印）で構成しております。なお、「顧客本位の業務運営に関する原則」の番号および実施時期を付記しております。

### (1) 運用

	アクションプラン	顧客本位の業務運営に関する原則/ 実施時期
☆	① 利益相反への適切な対応のため、議決権行使の可視性をさらに高め、国内株式の議決権行使結果を個別開示します	原則 3 2017年9月
☆	② 超長期の資産形成にふさわしい優れたトレーサビリティを備えた運用の仕組みを整え、品質管理を徹底します	原則 2 2018年3月
☆	③ 独自のスマートデータベースを構築し、調査・運用業務の飛躍的なレベルアップを図ります	原則 2 2017年12月
☆	④ 自社運用に外部提携先も含めたアジアナンバーワン運用を具体化します	原則 2 2018年3月
○	⑤ 「競争力評価レポート」など、長期投資のための調査分析のアウトプットを質・量ともに拡充します	原則 2 2017年度
○	⑥ 企業価値向上を促すエンゲージメント活動を推進し、エンゲージメント運用を確立させます	原則 2 2017年度
○	⑦ 長期視点の企業分析の根幹として ESG 評価を位置づけ、ESG 運用に積極的に取り組みます	原則 2 実施中
○	⑧ 社会のサステナビリティに貢献する、インフラ投資に積極的に取り組みます	原則 2 実施中
○	⑨ アジア・オセアニア株アクティブ運用の機能を香港現法に移すとともに、同現法内に「アジアリサーチセンター」を新設し、グローバル競争力のある体制を構築します	原則 2 2018年3月
○	⑩ 「預貯金より満足度の高い」商品のベースとなる超長期運用を具体化します	原則 2 2017年度
○	⑪ スマートデータを活用した次世代型クオンツ運用体制をスタートします	原則 2 2017年6月
○	⑫ 自社資金を活用し、新規ファンドの開発を積極的行います	原則 2 2017年度
○	⑬ 最先端の取引執行技術を取り入れ、トレーディング機能を高度化し、取引コストを縮減します	原則 2 実施中

## (2) 商品開発

	アクションプラン	顧客本位の業務運営に関する原則/ 実施時期
☆	① 「預貯金より満足度の高い」商品の開発、マーケティングを行います	原則 2 2018年3月
○	② 「商品戦略に関する基本方針」に基づき、お客さまニーズを的確に捉えた商品開発プロセスの高度化を行います	原則 6 実施中
○	③ 「運用報酬に関する基本方針」に基づき、お客さまにご納得いただける合理的な報酬水準を設定します	原則 4 実施中
○	④ ファンドの分配方針や各期分配金決定の考え方をわかりやすく開示します	原則 5 実施中
○	⑤ アジア地域ファンドパスポート向け商品開発を具体化し、進めてまいります	原則 2 2017年度
○	⑥ 日興グローバルラップ社と協働し、先端分野・新分野の商品開発を積極的に行ってまいります	原則 2 実施中

## (3) お客さまサービス

	アクションプラン	顧客本位の業務運営に関する原則/ 実施時期
☆	① デジタルコンテンツやwebセミナー等のお客さまへのデジタルサポートを拡充します	原則 5 2017年9月
☆	② お客さまのポートフォリオ構築や収益・リスク管理のお手伝い出来る様々なサービス提供を強化します	原則 6 2017年9月
○	③ インターネット直販の商品ラインナップを拡充します	原則 6 2017年10月
○	④ DC（確定拠出年金）ファンドシリーズの一般販売を拡充します	原則 6 実施中
○	⑤ 資産形成初心者の皆さまのご理解のため、ビギナーズパックを活用した啓蒙活動を広く展開します	原則 5 実施中
○	⑥ お客さまへの運用コンサルティング機能を一層向上するために、プロダクトスペシャリストを増強します	原則 6 2017年度
○	⑦ お客さまのご理解のため、信託報酬等の手数料差引後の収益率イメージの明示を順次、進めてまいります	原則 4 実施中
○	⑧ インフォグラフィック※を活用し、手数料・分配金の仕組みなどについて直感的にわかりやすいお客さま向け資料を作成します ※「インフォメーション」と「グラフィック」を組み合わせた造語で、情報を分かりやすく伝える表現手法の一つ	原則 5 2017年9月

○	⑨ 日々のお客さまサービスについてのプロセス検証・管理を徹底します	原則 3
		実施中
○	⑩ ホームページ上での運用担当者による運用状況の動画説明を拡充します	原則 5
		実施中
○	⑪ お客さまの声を直接うかがい、継続的なサービス改善に努めます	原則 6
		実施中

#### (4) 経営インフラ

	アクションプラン	顧客本位の業務運営に関する原則/ 実施時期
☆	① 事務システム戦略部に「高度情報技術推進課」を新設し、デジタル・ディスラプション※に対応してまいります ※デジタルテクノロジーによって既存の産業が破壊され、新たなイノベーションが起こること	原則 2
		2017年4月より実施中
☆	② 企画部に「企画2課」を新設し、グループ内外の企業との連携により、お客さまが一人一人の目的に応じて、楽しみながら資産形成に取り組んでいただける仕組みの構築、ならびに高度情報技術を活用した全社的な業務改革を推進します	原則 2
		2017年4月より実施中
☆	③ ダイバーシティ&インクルージョンを基軸とした抜本的な人事制度改革を行います	原則 7
		2018年3月
☆	④ 社員の創造性を育み、生産性を高めるオフィスづくりを開始します	原則 7
		2017年4月より検討中
○	⑤ ブラックロック社のアラディンを活用した、お客さまへのよりわかりやすい情報提供とニーズに即したご提案を可能とするシステム開発を行います	原則 6
		実施中
○	⑥ 機能向上とコスト削減による信託報酬の引き下げを目的として、ステート・ストリート信託銀行への投信計理業務のアウトソースを行います	原則 2
		2017年9月
○	⑦ 社員一人一人が自主的にFDを実践できる、最高水準の内部統制を目指し、業務および業務マニュアルの見直しを行います	原則 7
		2018年3月
○	⑧ 運用業務の高度化を目指し、ビッグデータ分析の運用技術への応用など最先端分野の産学共同研究に引き続き取り組みます	原則 2
		2016年2月より実施中
○	⑨ 利益相反関係等、FD全般をチェックするFD第三者委員会を四半期毎に開催し、外部委員の提言も踏まえ、FD2.0を実践してまいります	原則 3
		実施中
○	⑩ 社外役員の独立性を確保し、更にCEO、役員を選任基準、選任プロセスを明確化します	原則 3
		2017年10月

### 3. アクションプラン実施状況

既存のアクションプラン 40 項目についての実施状況は以下のとおりです。なお、「顧客本位の業務運営に関する原則」の番号を付記しております。

#### (1) 運用

アクションプラン/実施状況	顧客本位の業務運営に関する原則
① 日本株アクティブ運用を中心に運用人材を大幅に増強中です 質の高い人材の採用および若手の強化育成を行い、日本株アクティブ運用の運用者を 27 名（2015 年 3 月末）から 33 名（2017 年 3 月末）に増強しました。	原則 2
② 日本版スチュワードシップコードの受け入れを表明し、長期投資のための株式 リサーチ体制の強化を順次、進めています 日本版スチュワードシップコードの受入方針において、「スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に関する方針」を含め、各原則に対する方針を明確にしております。 ( <a href="http://www.smam-jp.com/company/operation/stewardshipcode/index.html">http://www.smam-jp.com/company/operation/stewardshipcode/index.html</a> ) また、2016 年 10 月に発足したスチュワードシップ推進室の人員を増強し、エンゲージメントの拡充、ESG データベースの構築、議決権行使方針の見直し着手等、長期投資の推進体制を強化しました。	原則 3
③ 企業との目的を持った対話活動を進め、エンゲージメント投資を開始しました エンゲージメント投資専門の運用会社である「みさき投資株式会社」に派遣した人材を中心として、2016 年 4 月に「エンゲージメント運用グループ」を設置し、専用ファンドによるプロアクティブなエンゲージメント活動を行っております。	原則 2
④ 特に、社会の発展に資する SRI、ESG 投資に積極的に取り組みます ESG の要素を積極的に活用する専用ファンドを 2016 年 3 月に設定、運用を開始するとともに、ESG 評価企業数の増加、ESG レポートの作成を行い、質・量の充実を図っております。	原則 2
⑤ 社会資本形成に資する長期投資の機会を提供するためインフラ投資を拡充し ます オルタナティブ投資グループの陣容を拡大し、年金・機関投資家のお客さまに対しインフラ投資を推進しています。インフラ投資のノウハウを持つ海外有力先と提携し、優れたインフラ・ファンドを発掘し、年金・機関投資家のお客さまにご案内しております。	原則 2
⑥ アジア株運用の中心拠点を香港に移し、グローバル競争力のある運用体制を 構築します 香港子会社のオフィスを 2016 年 10 月に移転し、調査機能の強化とトレーディングや営業機能も兼ね備えたフルライン化の準備を進めています。	原則 2
⑦ 充実した海外ネットワークを活用し、グローバル債券運用を拡充します 社債の取引機能をロンドンに拡充するとともに、ニューヨークにクレジットアナリストを配置し、一層充実した体制で、個人や機関投資家のお客さま向けにグローバル債券運用をご提供しています。	原則 2

⑧ 債券運用およびアセットアロケーション体制の抜本的見直しを行います	原則 2
2016年10月に、債券運用グループとバランスファンド運用グループを統合した「グローバル戦略運用グループ」を新設し、自社運用・外部運用を含めた国際分散投資でグローバルに優れた運用をご提供しています。	
⑨ クオントツ（計量的分析）の開発・運用機能を見直し、クオントツ運用を強化します	原則 2
クオントツ運用体制を抜本的に見直し、銘柄選択によって超過収益を求めるクオントツ運用と、アセットアロケーションによって超過収益を求めるクオントツ運用それぞれに適した開発・運用体制の見直しを行っています。	
⑩ 自社資金を活用し、新規ファンドの開発を積極的に行います	原則 2
日本株をはじめ、グローバル債券、マルチアセット（複数資産）等の新規ファンドを順次開発し、自社資金を投入しております。過去3年間で自社資金を投入したパイロットファンドは17件です。	
⑪ トレーディング機能を高度化し、取引執行コストを縮減します	原則 2
AIなど新たな手法のプログラム取引も取り入れ、執行コストの縮減に努めています。	

## (2) 商品開発

アクションプラン/実施状況	顧客本位の業務運営に関する原則
① 商品企画に特化した専門部署を新設し、商品開発基本方針を策定しました	原則 2
2014年10月に商品企画課を新設し、商品開発基本方針を策定しました。	
② お客さまニーズにきめ細かく対応するため、商品開発プロセスの見直しを行いました	原則 6
お客さまニーズを起点とする運用会社主導の商品アイデア創出、開発時のチェック体制強化、運用開始後の品質管理など、商品の企画、開発、管理、それぞれのプロセスにおける向上策を実施しました。また、お客さまの投資目的やリスク許容度に適合した商品提供を可能とするため、「商品マップ」を作成し、社内で共有しております。	
③ お客さまにご納得いただけるよう、「運用報酬に関する基本方針」※を策定し、見直しを行ってまいります ※運用報酬設定に関する基本的な考え方をわかりやすく纏めたもの	原則 4
2015年9月に公表した「運用報酬に関する基本方針」において運用報酬の対価となる具体的なサービスを明示すると共に、運用資産や運用手法の違い等を考慮した報酬料率の標準化を進めています。 ( <a href="http://www.smam-jp.com/documents/www/NEWS/news/migration/0229-3.pdf">http://www.smam-jp.com/documents/www/NEWS/news/migration/0229-3.pdf</a> )	
④ お客さまにわかりやすい「分配に関する基本方針」※を策定し、見直しを行ってまいります ※ファンドの分配に関する基本的な考え方をわかりやすく纏めたもの	原則 5
「分配に関する基本方針」およびそのアクションプランに基づき、ファンドのトータルリターンを基準として、お客さまのニーズに対応した分配方針を定めました。また、目論見書やホームページを通じ、ファンドの分配方針や各期分配金決定の考え方をわかりやすく開示しました。	



⑤ グローバル水準の商品の品揃えのため、海外運用会社の調査と商品開発のラインを一本化しました	原則 2
2015年4月に外部委託運用グループと商品部の担当役員を一本化しました。当初の目的を達成したこと、および夫々の機能強化のため、2017年4月より担当役員を分けました。	
⑥ アジア地域ファンドパスポート向け商品開発を行います	原則 2
ファンドの販売候補市場（国）の調査や提携候補先の選定を進め、投資家ニーズに見合った適切な商品開発に取り組んでおります。	
⑦ 日興グローバルラップ社を買収し、海外運用会社の調査機能を大幅に拡充しました	原則 2
日興グローバルラップ社が持つ海外運用会社の投資ユニバースの共有、運用会社の調査協力、両社による運用会社モニタリング会議の開催等を通じて、調査機能を充実させました。	
⑧ 日興グローバルラップ社と協働し、先端分野・新分野の商品開発を行っています	原則 2
日興グローバルラップ社との協働により、世界の株式、債券、リートに分散投資する投資信託「らっぴちゃん」をはじめ、同社のモデルを活用した商品を個人および機関投資家のお客さま向けに開発、設定しております。	
⑨ ESG 運用を組み入れた長期投資向けのプロダクトを開発します	原則 2
2016年3月に ESG の要素を積極的に活用するパイロットファンドを、自社資金により設定しました。	

### (3) お客さまサービス

アクションプラン/実施状況	顧客本位の業務運営に関する原則
① インターネットによる公募投信の直接販売を開始しました	原則 6
2015年4月にオンラインマーケティング室をオンラインマーケティング部に格上げすると同時に直販管理課を新設し、大手運用会社で初めてネットによる投信直販を開始しました。	
② DC（確定拠出年金）ファンドシリーズの一般販売を拡充します	原則 6
内外株式、内外債券、内外リート、バランス型等、DC ファンドシリーズ 16 本を、オンライン証券さまで販売しています。	
③ 資産形成初心者の皆さまのご理解のため、「ビギナーズパック」※を活用した啓蒙活動を広く展開します ※コミックス「インベスターZ」のキャラクターを使ったわかりやすい解説書やカードゲームなど 当社がこれまで開発した資産形成初心者向けの一連のツール群	原則 5
ビギナーズパックを活用した各種イベント、セミナーに加え、相続や相続後の資産管理を含む終活セミナーやファイナンシャルプランナーによる販売会社の皆さまへの研修を実施しています。	

<p>④ お客さまの金融リテラシー向上をお手伝いさせて頂くとともに当社商品を一層ご理解いただけるよう資産運用サポート部を設置しました</p>	<p>原則 5</p>
<p>2015年4月に、資産運用サポート室を資産運用サポート部に格上げし、販売員研修や投資家向けセミナー、投資啓蒙プログラム・コンテンツの企画・作成を通じて、重要な情報をわかりやすくお客さまにお伝えできるよう取り組んでおります。</p>	
<p>⑤ 商品部にプロダクトスペシャリスト※を新たに配置し、運用商品の説明、お客さま目線によるコンサルティングを行います ※運用の豊富な知識・経験を持つ個別商品に詳しい専門集団。営業でも運用でもない商品部に在籍し、中立的立場からお客さまのコンサルティングを実施</p>	<p>原則 6</p>
<p>プロダクトスペシャリストが、年金・機関投資家のお客さまへの詳しい運用報告を実施するとともに、お客さまニーズを社内にフィードバックし、個別具体的な運用のご提案を実施しています。</p>	
<p>⑥ お客さまのご理解のため、信託報酬等の手数料差引後の収益率イメージの明示を順次、進めてまいります</p>	<p>原則 4</p>
<p>ファンドの販売用資料等において、お客さまに収益率イメージをお示しする際に、信託報酬等を控除して明示しています。</p>	
<p>⑦ ユニバーサルデザインによるわかりやすい目論見書、報告書の作成を開始しました</p>	<p>原則 5</p>
<p>2015年12月より、交付目論見書および交付運用報告書にユニバーサルデザインを導入し、読みやすく、わかりやすいものに変更しました。交付目論見書では、運用プロセスのわかりやすい図とともに長期的変動がわかるグラフを順次掲載しております。交付運用報告書およびマンスリーレポートでは、UCDA 認証を取得し、「見やすいデザイン」認証マークを掲載しております。</p>	
<p>⑧ 日々のお客さまサービスについてのプロセス検証・管理を強化します</p>	<p>原則 3</p>
<p>お客さまニーズをきめ細かく把握し、ニーズに合致した的確なご説明とサービスのご提供を徹底するため、2016年1月より、日々のお客さまサービス活動について営業担当以外の部署がチェックするしくみを導入し、体制を確立しました。</p>	
<p>⑨ わかりやすく使いやすいホームページに2016年4月1日に改訂しました</p>	<p>原則 5</p>
<p>わかりやすく使いやすいホームページに2016年4月1日に改訂しました。</p>	
<p>⑩ ホームページ上での運用担当者による運用状況の動画説明を開始しました</p>	<p>原則 5</p>
<p>2017年3月末までに、運用担当者による運用状況説明の動画17本、ファンドの説明動画5本を制作し、ホームページに掲載しました。</p>	
<p>⑪ お客さまの声を直接うかがい、継続的なサービス改善に努めます</p>	<p>原則 6</p>
<p>お客さまに願う弊社商品・サービスに対するアンケートやフリーダイヤル・メール照会に寄せられるお客さまの声、各種外部調査等から得られる貴重な情報を継続的なサービス改善に活用しております。</p>	

#### (4) 経営インフラ

アクションプラン/実施状況	顧客本位の業務運営に関する原則
① お客さまへのよりわかりやすい情報提供、および運用とリスク管理の高度化に向けたシステム開発を開始しました	原則 6
ブラックロック社のシステムを使ったわかりやすい運用説明資料を作成し、お客さまにご提供しております。また、市場関連データの再整備を進めるとともに、運用パフォーマンス・リスク管理データの抜本的見直しに着手しました。	
② コスト削減による信託報酬の引き下げを目的として、システムの抜本的な見直しに着手しました	原則 2
2017年1月に、投資信託計理業務アウトソースの基本契約をステート・ストリート信託銀行と締結いたしました。2017年9月までの実施に向け、詳細検討を進めております。	
③ 高度専門人材の採用を可能とする人材報酬体系を構築しました	原則 7
2016年1月に、特別専門職制度を創設し、同制度を活用して同年5月1日付で、吉川雅幸氏をチーフ マクロ ストラテジストとして招聘しました。 また、運用フロントにおいて任用継続ルールを厳格に適用し、競争力のある運用のプロフェッショナル集団を形成するための評価処遇制度を運営しています。	
④ FD 宣言を規程化した「基本規程」を制定し、基本規程に基づく業務の抜本的見直し※に着手しました ※FD 宣言の方針を当社の最上位規程「基本規程」として 2016 年 2 月に制定し、基本規程を踏まえ「運用責任を全うする」べく、全部署の業務マニュアルを見直し中	原則 7
基本規程に基づき、FD 宣言の各部署の役割を踏まえた業務マニュアルの抜本的見直しを、監査法人によるレビューを受けながら実行しております。	
⑤ 産学連携によるビッグデータなど先端分野の研究を開始しました	原則 2
2016年2月に国立情報学研究所（NII）と共同で設置した「金融スマートデータ研究センター」をはじめとして、産学連携による先端分野の研究を進めております。	
⑥ 利益相反関係等、フィデューシャリー・デューティー全般をチェックする第三者機関のしくみを導入し、外部委員による提言と対応を開示しています	原則 3
2015年10月に設置した「FD 第三者委員会」を四半期毎に開催し、外部有識者からの提言を踏まえてフィデューシャリー・デューティーを実践しております。同委員会の活動内容を半年ごとに公表しております。	
⑦ 社外役員の独立性を確保します	原則 3
株主会社からの役員派遣枠を撤廃し、独立した社外取締役と社外監査役（各 2 名）を 2016 年 6 月に招聘しました。	
⑧ お客さま向けに当社オフィスツアーを開催し、運用プロセスの見える化を図ります	原則 5
投資家や販売会社等の皆さまを対象に、弊社のオフィスツアーを実施しております。2016 年度は 17 回実施しました。	

⑨ ファイデューシャリー・アクションプランの実施状況を半年ごとに公表いたします	原則 1
これまでに3回（2016年2月、4月、10月）実施状況を公表しております。また、2016年4月に、ファイデューシャリー宣言およびファイデューシャリー・アクションプランを更新しております。	

#### 4. 「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について

当社のFD宣言および具体的取組みについて、3月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」の各原則に沿って、以下、ご説明いたします。

##### 【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

原則1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

原則1について、以下のとおりFD宣言で方針を掲げております。

##### (1) FD宣言

<FD宣言（2015年8月27日） 前文>

フィデューシャリー・デューティー宣言は、新たに資産形成をご検討中の皆さま、投資ご経験者の皆さま、年金や機関投資家の皆さま、事業会社の皆さまを含む幅広いお客さまに安心して当社にご資金の運用をお任せいただけるよう、お客さまに対する当社の決意と姿勢をお示しするものです。

具体的には、当社の行動指針であるSMAMスピリッツの「先義後利」に基づき、お客さまの大切なご資金に対し「運用責任を全うする」ことを当社の全役職員がお約束します。すべての事業分野で運用責任を全うすべく、高いレベルでお客さまのニーズに応えるための具体的な方針をお示します。

宣言に基づく具体的な施策はフィデューシャリー・アクションプランとして策定いたしました。資産運用の世界において、従来は当たり前と思っていた業務慣行を改め、お客さまの視点で業務をゼロベースで見直します。アクションプランの進捗状況は、半年ごとに当社ホームページで開示いたします。当社の取組に対するお客さまの率直なご意見、ご評価を賜ることで、自己革新を継続してまいります。

SMAMは、運用責任を全うすることで、お客さまの安定的な資産形成とリスクマネーの適切な供給による経済発展に貢献すべく、資産運用業の変革に挑戦してまいります。

##### (2) これまでの取組み

「3. アクションプランの実施状況」(4) 経営インフラ ⑨ (12ページ) をご覧ください。

##### (3) 今後の取組み

新アクションプランの実施状況を半年ごとに公表するとともに、アクションプランを適宜見直してまいります。

## 【顧客の最善の利益の追求】

原則 2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

原則 2 について、関連する FD 宣言およびこれまでの取組みは以下のとおりです。

### (1) 関連する FD 宣言

#### 運用

- 運用技術を駆使し、お客さまの資産形成に貢献します
- 日本を含むアジアの運用力で世界トップを実現します
- SRI、ESG 投資で日本のトップランナーを目指します

#### 商品開発

- 常にグローバル水準で優れた商品を提供します

#### お客さまサービス

- 末永くご愛顧賜るため、最大限の真心でお客さまサービスを行います
- お客さまのお役に立つ適切な情報と資産形成の機会を提供します

#### 経営インフラ

- 経営全般における透明性を確保します
- 人材、システム、内部統制の全てでグローバル水準を実現します
- 業務全般の品質改善に取り組み、クオリティ No1 を実現します
- 常に生産性の向上を追求します

### (2) これまでの取組み

「3. アクションプランの実施状況」の以下の項目をご覧ください。

- (1) 運用 ①、③～⑪ (7～8 ページ)
- (2) 商品開発 ①、⑤～⑨ (8～9 ページ)
- (4) 経営インフラ ②、⑤ (11 ページ)

### (3) 今後の取組み

「2. 新アクションプラン (全項目)」の以下の項目をご覧ください。

- (1) 運用 ②～⑬ (4 ページ)
- (2) 商品開発 ①、⑤、⑥ (5 ページ)
- (4) 経営インフラ ①、②、⑥、⑧ (6 ページ)

## 【利益相反の適切な管理】

原則 3. 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

原則 3 について、関連する FD 宣言およびこれまでの取組みは以下のとおりです。

### (1) 関連する FD 宣言

#### 経営インフラ

- 経営全般における透明性を確保します
- 業務全般の品質改善に取り組み、クオリティ No1 を実現します

### (2) これまでの取組み

「3. アクションプランの実施状況」の以下の項目をご覧ください。

- (1) 運用 ② (7 ページ)
- (3) お客さまサービス ⑧ (10 ページ)
- (4) 経営インフラ ⑥、⑦ (11 ページ)

### (3) 今後の取組み

「2. 新アクションプラン (全項目)」の以下の項目をご覧ください。

- (1) 運用 ① (4 ページ)
- (3) お客さまサービス ⑨ (6 ページ)
- (4) 経営インフラ ⑨、⑩ (6 ページ)

## 【手数料等の明確化】

原則 4. 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

原則 4 について、関連する FD 宣言およびこれまでの取組みは以下のとおりです。

### (1) 関連する FD 宣言

#### 商品開発

- お客さまにご納得いただける合理的な手数料を設定します

### (2) これまでの取組み

「3. アクションプランの実施状況」の以下の項目をご覧ください。

- (2) 商品開発 ③ (8 ページ)
- (3) お客さまサービス ⑥ (10 ページ)

### (3) 今後の取組み

「2. 新アクションプラン (全項目)」の以下の項目をご覧ください。

- (2) 商品開発 ③ (5 ページ)
- (3) お客さまサービス ⑦ (5 ページ)



## 【重要な情報の分かりやすい提供】

原則 5. 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

原則 5 について、関連する FD 宣言およびこれまでの取組みは以下のとおりです。

### (1) 関連する FD 宣言

#### 運用

- お客さまにとってわかりやすい運用方針・状況の説明を行います

#### お客さまサービス

- お客さまのお役に立つ適切な情報と資産形成の機会を提供します
- 常にお客さまにとってのわかりやすさを優先します

### (2) これまでの取組み

「3. アクションプランの実施状況」の以下の項目をご覧ください。

- (2) 商品開発 ④ (8 ページ)
- (3) お客さまサービス ③、④、⑦、⑨、⑩ (9～10 ページ)
- (4) 経営インフラ ⑧ (11 ページ)

### (3) 今後の取組み

「2. 新アクションプラン（全項目）」の以下の項目をご覧ください。

- (2) 商品開発 ④ (5 ページ)
- (3) お客さまサービス ①、⑤、⑧、⑩ (5～6 ページ)

## 【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則 6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

原則 6 について、関連する FD 宣言およびこれまでの取組みは以下のとおりです。

### (1) 関連する FD 宣言

#### 運用

- お客さまの資金の性格に沿った運用を行います

#### 商品開発

- お客さまのニーズを的確に捉えた商品開発を行います

#### お客さまサービス

- お客さまにとって適切と判断できない商品は決して提供しません

### (2) これまでの取組み

「3. アクションプランの実施状況」の以下の項目をご覧ください。

- (2) 商品開発 ② (8 ページ)
- (3) お客さまサービス ①、②、⑤、⑪ (9～10 ページ)
- (4) 経営インフラ ① (11 ページ)

### (3) 今後の取組み

「2. 新アクションプラン（全項目）」の以下の項目をご覧ください。

- (2) 商品開発 ② (5 ページ)
- (3) お客さまサービス ②～④、⑥、⑪ (5～6 ページ)
- (4) 経営インフラ ⑤ (6 ページ)

### 【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】

原則 7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

原則 7 について、関連する FD 宣言およびこれまでの取組みは以下のとおりです。

#### (1) 関連する FD 宣言

##### 経営インフラ

- 人材、システム、内部統制の全てでグローバル水準を実現します
- 業務全般の品質改善に取り組み、クオリティ N o 1 を実現します

#### (2) これまでの取組み

「3. アクションプランの実施状況」(4) 経営インフラ ③、④ (11 ページ) をご覧ください。

#### (3) 今後の取組み

「2. 新アクションプラン (全項目)」の以下の項目をご覧ください。

(4) 経営インフラ ③、④、⑦ (6 ページ)

## 5. FD 第三者委員会の提言について

第6回および第7回のFD第三者委員会を開催しましたので、それぞれにおける提言について、以下のとおり報告いたします。

### (1) 第6回

開催日：2017年1月25日

テーマ：中期経営計画（2017～2020）について

提言内容：

<p>策定中の中期経営計画（2017～2020）について、以下の提言がなされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期経営計画の方向性はFDの観点で問題ない。</li> <li>• 2020年日本一という目標が掲げられ、経営としてやるべきことは、策定中の中期経営計画の中にほとんど入っている。</li> <li>• その上で、高い目標の達成に向けて社員のモチベーションを維持することが重要。</li> <li>• 中期経営計画を社員に浸透する仕組みを入れるべき。例えば、月に一回、全社員を交えて運用は何のために存在するのかという話をする等。資料についても社員が読んですぐわかるような工夫が大事。</li> <li>• 今はお客さまが本音で欲しているものを探す時代になっている。（個人預貯金の）900兆円市場創出に向けた運用商品については、例えば将来住みたい国の通貨を持つといった満足を与え、夢を語れるような資産配分を行うことも考えられる。また、預貯金の6割を占める60歳以上のお客さまに対し、お金を投信に回すことによって企業価値が増し、経済成長に貢献することで、資産形成だけでなく、社会的役割を果たすということも訴求ポイントになり得る。</li> <li>• 資産運用会社の状況はほとんど知られていない。SMAMが、資産運用会社はこういう会社、日本社会に貢献しているというアピールも兼ねて透明性を高める施策を増やしてはどうか。</li> </ul>
---

## (2) 第7回

開催日：2017年4月14日

テーマ：フィデューシャリー・アクションプランの更新および对外発表について

提言内容：

<p>フィデューシャリー・アクションプランの更新および对外発表について、以下の提言がなされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• FDの次の段階の「FD2.0」へのステップアップについて了解。</li> <li>• FD2.0の具体的取組みについては今回いくつかの意見が出たが、更に議論を継続し、掘り下げたい。</li> <li>• 「預貯金より満足度の高い」とは何か、を「如何にして資産を増やすか」だけでなく、「如何にして資産を保全するか」といった観点からも考えてはどうか。</li> <li>• 投資の目的は、「儲ける」だけでなく➡「それぞれの欲求に応えられるように準備する」という面もあるのではないかと。例えば将来マレーシアに住みたいから当該国通貨に定期的に投資するニーズなどもあり得るはずだ。</li> <li>• 運用会社は、個人が金融資産のみならず不動産や実物資産を保有していることも念頭に置いて、個人の資産形成を考えることが求められる。</li> <li>• 投資家の金融リテラシー教育は、運用会社が教育的商品の開発等の工夫でリードしてはどうか。例えば、日本株や米国株等の単品ファンドを少額で順番に購入していき、SMAMのファンドレポートを読んでいけば、運用についての基本知識が自然と身につくような商品組成も考えられる。</li> <li>• 投資家の生涯パートナーを標榜するならば、大きなショックを受けたときの投資家のリスクマネジメントについても思いをはせ、保険商品などの差異化を図るべき。</li> <li>• アクションプランが、顧客本位といいながら、視点が会社の戦略目線に偏っていないか。お客さまの利益の増進とどう繋がるか、分かりやすい説明ができるといい。</li> <li>• ヘッジファンドなどを参考にして、自社社員による新規ファンド投資状況の公表を検討してはどうか。</li> <li>• 運用のトレーサビリティを高めて、どんな局面でどんな投資判断を行ったか、それが正しかったのか等投資家が良い悪いを判断できる情報を開示すれば、業界の一步も二歩も先に進める。</li> </ul>
--

以上

本件に関するお問い合わせ先

三井住友アセットマネジメント株式会社 企画部

新保 Tel.03-5405-3239

鈴木 Tel.03-5405-0583

三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会